

「Made in 新潟 新技術普及・活用制度」 による建設関連産業の活性化

新潟県 土木部 技術管理課 技術管理班

1. はじめに

新潟県では、県内建設関連産業の技術力向上と経営健全化の促進を目的に、平成18年度に「Made in 新潟 新技術普及・活用制度」を創設し、令和2年度で15年目を迎えました。

本稿では、制度の概要、活用実績、普及・活用に向けた主な取組、新たな取組などについて紹介します。

2. 「Made in 新潟 新技術普及・活用制度」の概要

(1) 概 要

本制度は、「Made in 新潟 新技術普及制度」と「Made in 新潟 新技術活用制度」で構成されています（図-1）。

「Made in 新潟 新技術普及制度」は、新潟県内の建設関連企業が開発した、土木、港湾及び建築分野における新技術を審査し、「Made in 新潟 新技術情報データベース」に登録するとともに、登録した技術の情報をホームページ等で公表し、広く一般に提供する制度です。

「Made in 新潟 新技術活用制度」は、県発注工事等で活用して得た効果を評価する「活用評価」、

施工後の効果を評価する「事後評価」から構成され、これらの評価結果をホームページ等で公表し、広く一般に提供する制度です。

(2) 新技術の申請から登録まで

本制度に申請できる技術は、下記の要件を全て満たす技術です。

- ・新潟県内に主たる営業所（本社、本店）がある民間事業者が、単独又は共同で開発した新技術。
- ・土木、港湾及び建築の工事現場等に活用できる新技術。
- ・普及が見込まれる新技術。
- ・実用化されている新技術。

「新技術」とは、技術の成立性が申請者により実験等の方法で確認されており、従来技術より活用の効果が高い技術又は従来にはない画期的な効果が見込まれる技術をいい、工法、製品、材料、ソフトウェア等が対象となります。

新技術の募集は年2回行っており、申請された技術は有識者を含む「新技術評価委員会」において審査を受け、適当であると認められると新技術として登録されます。毎年、10技術程度の新技術が登録されており、令和2年9月末現在の登録技術数は178技術（土木165技術、建築13技術）となりました。

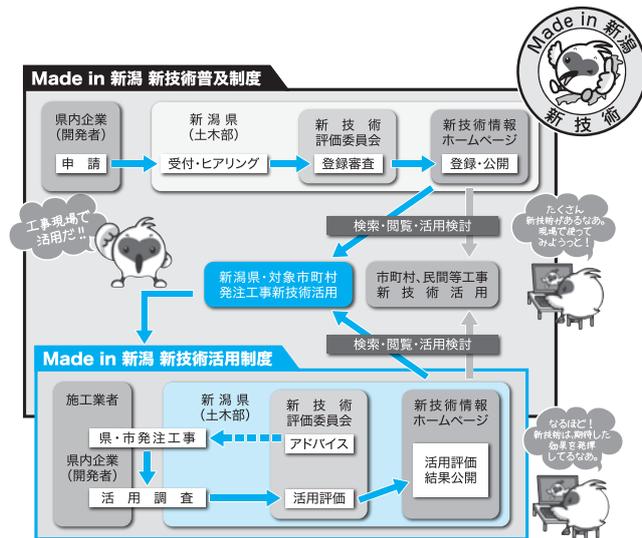


図-1 制度の概要図

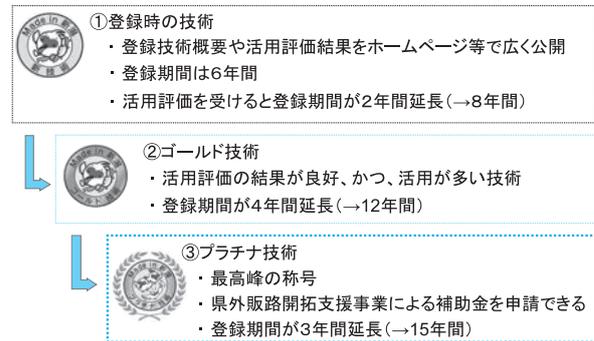


図-2 登録技術について

(3) 活用制度とその効果

登録技術は、新潟県等の発注工事で活用されると活用評価を受けることができます。登録技術の開発企業、発注者、受注者による調査結果を基に、新技術評価委員会において活用評価が行われます。

活用評価を開発企業にフィードバックすることにより、技術の改良が促され、その繰り返しにより技術力のスパイラルアップを図ることができます。また、新技術を積極的に活用する環境を構築することで企業の技術開発意欲の向上につながり、技術開発が進むものと考えられます。

(4) ゴールド技術・プラチナ技術

活用評価が良好で、活用件数又は売上額が県で定めた実績よりも多い技術を「ゴールド技術」に認定しています。「ゴールド技術」の認定により、当該技術の信頼性を高め、普及・活用がさらに進むことを期待しています。

また、「ゴールド技術」のうち、開発企業自ら全国的な普及・活用を目指す努力をしており、新技術評価委員会において、県が全国的な活用の定着を後押しするに値すると認められると、「プラチナ技術」に認定されます。「プラチナ技術」の認定は、当該新技術を「全国で広く普及した技術」へと昇華させることを目的としています(図-2)。

3. 活用実績

制度を創設した平成18年度以降、売上額、活用品数ともに増加傾向にあり、令和元年度の売上額は、県内約47億円、県外約97億円、合計約144億円となり、過去最高額を記録しました(図-3)。

また、これまでの累計活用実績は、約63,000件、約1,250億円となりました。

4. 普及・活用に向けた主な取組

(1) 県内での取組

県発注事業や県内向けの普及活動として、以下の取組を行っています。

① 事業の設計段階の取組

標準仕様書により、登録技術を積極的に活用するための検討を行うことを規定しており、予備設計等の比較検討案の選定において、登録技術を含めることを義務化しています。

② 入札時の取組

総合評価落札方式の評価項目に「Made in 新潟

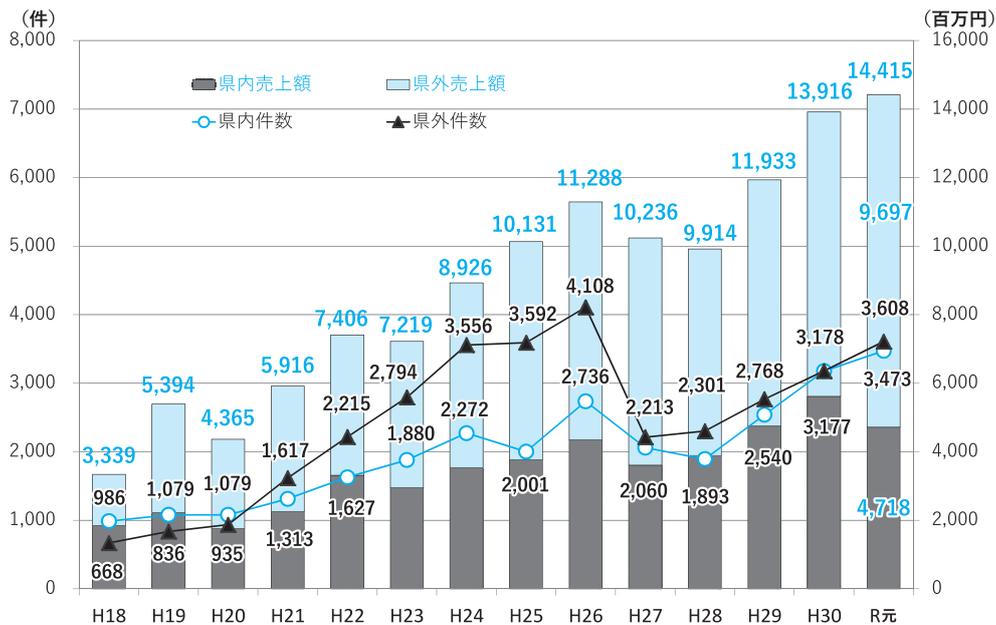


図-3 活用実績

新技術の活用」を加え、加対象としています。受注者の任意により、目的や期待される効果が妥当である技術を評価しています。

③ 施工時の取組

受注者が新技術を活用する前に発注者に提案し、活用した場合に工事成績評定で加点しています。

④ 単価設定

発注者が新技術を容易に設計、積算に反映できるように、地域機関から要望が多い新技術の単価を設定し、公表しています。

⑤ 入札参加資格

技術開発の促進及び技術力向上を図るため、入札参加資格を有する登録企業の経営事項審査申請において、新技術を新規登録した場合や活用評価を受けた場合に評点を付与しています。

⑥ Made in 新潟 新技術 展示・発表会

発注者、施工業者、コンサルタント業者の新技術に対する理解を深めるため、新技術の展示会と発表会を平成20年度から開催しています(写真-1, 2)。

展示会場では毎年40社ほどの企業が新技術の

パネルやモニター、実物等を展示し、来場者にPRしています。また、発表会場では、新技術のプレゼンに加えて、新たに「プラチナ技術」、「ゴールド技術」に認定された技術の保有企業に対して、優秀技術表彰を行っています。



写真-1 展示会



写真-2 発表会

⑦ 新技術説明会

発注者、施工業者、コンサルタント業者を対象に、新技術への理解を深め、積極的な活用につなげていただくため、平成 22 年度から県内 2 会場で説明会を開催しています（写真－3）。

⑧ 登録企業説明会

登録企業を対象に、販路開拓方法や PR 方法等について手がかりを得てもらうことを目的に、平成 30 年度から講師を招いた講演会を開催しています（写真－4）。

(2) 県外への普及活動

県外への普及活動としては、以下の取組を行っています。

① 県外建設見本市への合同出展

本制度の知名度向上を図るとともに、企業単独では難しい県外販路開拓を後押しするため、県外で開催される建設見本市へ希望する登録企業と合

同出展しています。この取組は平成 25 年度から開始し、今年度で 8 年目となりました。今まで東京都、仙台市、大阪市、名古屋市、高松市、福岡市等で開催された建設見本市へ出展しました（写真－5、6）。

② プラチナ技術 販路開拓支援事業

「プラチナ技術」に認定された新技術を開発した企業が、全国での活用定着を図ることを目的として行う事業に要する経費に対し、補助金を交付しています。県外見本市の出展料やそれに関する費用、配布物の作成費用、県外デモ施工に関する費用、県外営業所との技術の使用又は販売等の契約に関する費用などが対象となります。

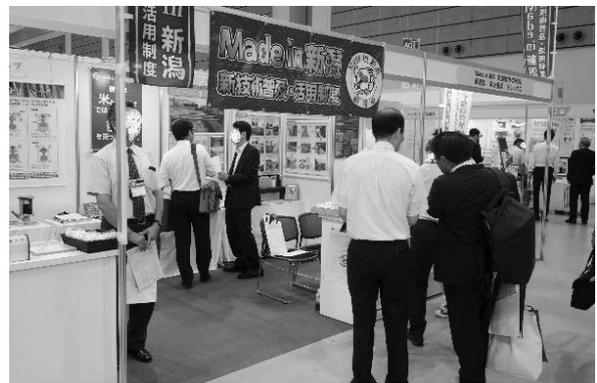
(3) 取組の成果

展示・発表会や新技術説明会には毎年大勢の方に参加していただき、新技術への理解が深まっています。

登録企業説明会の講演は参加者に好評で、講演



写真－3 新技術説明会



写真－5 EE 東北 '19 (仙台市)



写真－4 登録企業説明会



写真－6 建設技術展 2019 近畿 (大阪市)



図-4 ホームページとYouTubeチャンネル

で得たノウハウを参考に組みたい、という声が多数ありました。

県外建設見本市への合同出展やプラチナ技術販路開拓支援事業では、これらに起因して企業名や技術の知名度向上や受注につながった、という成果が出ています。また、単独では県外建設見本市への出展が難しい企業も県と合同出展することで、出展費用や準備の負担が軽減され、販路開拓につながる取組が可能となっています。

5. 新たな取組

既存のホームページで公開されている登録技術について、動画により分かりやすく紹介することを目的に、令和元年7月に「Made in 新潟 新技術普及・活用制度」のYouTubeチャンネルを開設しました。登録技術ごとに動画を作成し、YouTubeチャンネルで公開するとともに既存のホームページとも相互にリンクし、利便性の向上を図りました(図-4)。

令和元年10月には、動画を作成する登録企業向けにYouTube等を活用した動画マーケティング

をテーマとした説明会を開催し、効率的な動画作成に必要なポイント等を解説しました。

YouTubeの活用については開始して1年程度ですが、コロナ禍の状況でより一層の活用が期待されると考えられることから、重点的に取組を進めていく予定です。

6. まとめ

平成18年度の制度創設以降、展示・発表会や新技術説明会をはじめとする県内の取組や、建設見本市への合同出展などの県外へ向けた取組を継続的に行ってきました。

その結果、近年、県内外の売上げが100億円規模で推移するなど、「Made in 新潟 新技術」の知名度の向上と登録技術の県内外でのニーズの取り込みが着実に実を結んでいると感じています。

今後も、「Made in 新潟 新技術」の普及・活用に向けた取組を継続的に行い、新潟県の優れた技術が全国で評価されるよう支援していきたいと考えています。